

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第2回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

6番、阿部三平君及び7番、東梅 守君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第 3 承認第 1号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第 4 承認第 2号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第 5 報告第 6号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 6 議案第31号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第32号 工事請負契約の締結について

日程第 8 議案第33号 財産の処分について

日程第 9 議案第34号 財産の処分について

日程第10 議案第35号 財産の処分について

日程第11 議案第36号 大槌町花輪田地区集会所の管理を行う指定管理者の指定

について

日程第12 議案第37号 大槌町白澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてから、日程第12、議案第37号大槌町白澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定についてまで、10件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 令和2年第2回大槌町議会臨時会における承認2件、報告1件及び議案7件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第21号)が本年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として本年4月1日から施行されたことに伴い、大槌町町税条例等（昭和30年大槌町条例第23号）の一部改正を専決処分したものであります。

承認第2号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、平成26年介護保険法の一部改正により、消費税の公費投入により低所得者の保険料軽減の仕組みが設けられ、昨年10月の消費税率10%への引上げを受け、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が本年3月30日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、大槌町介護保険条例（平成12年3月13日大槌町条例第4号）の一部改正を専決処分したものであります。

報告第6号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、町道花輪田9号線道路改良工事の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するものであります。

議案第31号工事請負契約の締結については、町道安渡北側線道路整備（第1工区）工事に係る契約であります。

議案第32号工事請負契約の締結については、町道安渡北側線道路整備（第2工区）工事に係る契約であります。

議案第33号から第35号までの財産の処分については、東日本大震災津波により建設した災害公営住宅について、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、譲渡するものであります。

議案第36号大槌町花輪田地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について及び議案第37号大槌町白澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定については、大槌町集会所の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、両施設を指定管理者に管理させるものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○

日程第3 承認第1号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて御説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。

第1条大槌町町税条例の一部改正中、第32条の2については改元対応による改正であります。

中段から2ページ上段にかけての第37条の3の2及び第37条の3の3については、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨記載を不要とする等、所要の措置について規定を整備するものであります。

2ページ中段の第49条については、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

2ページ下段から5ページ上段にかけての第54条については、固定資産税における調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる所定の新設及び法律改正に伴う規定の整備であります。

5ページ上段から下段にかけての第61条及び第61条の2については、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

5 ページ下段から 6 ページ上段にかけての第91条については、たばこ税の課税免除の適用に当たって、必要な手続の簡素化についての規定の整備であります。

6 ページ中段から 7 ページ上段にかけての第93条及び第119条については、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

7 ページ上段からの第138条については、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税分を61万円から63万円に、介護納付金課税分を16万円から17万円に引き上げる改正であります。

7 ページ下段から 8 ページ上段にかけての第145条については、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得を引き上げ、低所得者世帯に対する軽減措置の拡充を図るものであります。

8 ページ中段から18ページ中段にかけては、附則の改正であります。

8 ページ中段から下段にかけての附則第 6 条及び附則第 7 条の 3 の 2 については、改元対応による改正であります。

8 ページ下段から 9 ページ上段にかけての附則第 8 条については、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期間が 3 年延長となったことに伴う規定の整備であります。

9 ページ中段の附則第10条については、法律改正に伴う規定の整備であります。

9 ページ中段から11ページ中段にかけての附則第10条の 2 については、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

11ページ中段から15ページ中段にかけての附則第11条から附則第15条については、法律改正に伴う改正及び改元対応による改正であります。

15ページ中段からの附則第17条については、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例についての規定の新設であります。

16ページ上段から17ページ上段にかけての附則第17条の 2 については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を 3 年延長する改正であります。

17ページ上段から18ページ上段にかけての附則第18条の 6 及び附則第19条については、国民健康保険税における低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例についての規定の整備であります。

18ページ上段の附則第29条については、法律改正に伴う規定の整備及び改元対応によ

る改正であります。

18ページ下段から19ページ中段にかけての第2条大槌町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年大槌町条例第2号）の一部改正中、第27条改正附則第1条及び第3条については、単身児童扶養者を個人住民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等、所要の措置についての規定を整備するものでございます。

19ページ下段から28ページ上段にかけての第3条大槌町町税条例の一部を改正する条例（平成27年大槌町条例第33号）の一部改正中から第7条大槌町町税条例等の一部を改正する条例（平成31年大槌町条例第12号）の一部改正中までは、改元対応による改正であります。

28ページ中段から29ページにかけての附則については、第1条は施行期日、第2条から第4条は町民税、固定資産税及び国民健康保険税に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 所有者が不明だった場合、使用者にその税が課せられるような何か変更のようではけれども、津波後、大槌町にそういうところがあったのかどうか、その辺について。

○議長（小松則明君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 津波以降ですけれども、今のところ、そういうところは今、所在が判明していないというところはないと判断しておりますが、今後また代が替わっていったところで、そういうところが多少出てくる可能性もないとは言いきれないと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより承認第1号大槌町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○

日程第4 承認第2号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告  
に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、承認第2号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 承認第2号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを御説明申し上げます。

大槌町介護保険条例（平成12年3月13日大槌町条例第4号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページは専決処分書になります。

次のページなんですけれども、新旧対照表を御覧ください。

大槌町介護保険条例（平成12年大槌町条例第4号）の一部を次のように改正するものであります。

第2条第2項から4項までの説明をいたします。

2項は、前号第1号に掲げる者の平成30年度から令和2年度までの保険料率は同号の規定にかかわらず、2万7,300円とするを、改正後2万1,800円。同じく第3項4万5,500円を、改正後3万6,400円。同じく4項、5万2,800円を、改正後5万1,000円に、それぞれ軽減したものであります。

最後に、附則は令和2年4月1日から施行しております。

以上、承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより承認第2号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。



日程第5 報告第6号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第6号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） それでは、1枚めくっていただいて専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、町道花輪田9号線道路改良工事。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町小槌第11地割76番地、株式会社藤原組、代表取締役藤原 士です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額5,062万5,300円を20万6,800円減額して、5,041万8,500円に変更したものであります。

次のページの資料を御覧ください。

専決処分年月日は、令和2年3月23日です。

変更理由は、現場精査による数量変更を反映したことによる減額です。

また、併せて令和2年3月25日までの工期を3月31日までに変更しています。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号を終わります。



日程第6 議案第31号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第31号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 1、契約の目的、町道安渡北側線道路整備（第1工区）工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億3,750万円。

4、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役天満昭広です。

次のページをお開きください。

入札執行年月日は、令和2年4月15日です。

入札参加条件は、大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されている町内業者のうち、土木A～B級の業者です。

入札参加業者は、記載のとおりです。

工事場所、上閉伊郡大槌町安渡地内。

工事期間は、今回の議案が可決された日から令和3年1月18日までです。

実施理由は、本工事は、防集団地と既存宅地を接続させ、また、国道45号線と県道吉里吉里釜石線を結ぶ、安渡地区内の幹線道路を整備するものです。

施工延長187.4メートル。道路土工1式。補強土擁壁工471平方メートル。仮設工1式。アスファルト舗装工1,060平方メートル。路側防護柵工181メートル。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第31号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第32号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第32号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 1、契約の目的、町道安渡北側線道路整備（第2工区）工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、6,721万円。

4、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町小槌第11地割76番地、株式会社藤原組、代表取締役藤原 士です。



次のページの資料をお開きください。

入札執行年月日は、令和2年4月15日です。

入札参加条件は、大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されている町内業者のうち、土木A～B級の業者です。

入札参加業者は、記載のとおりです。

工事場所、上閉伊郡大槌町安渡地内。

工事期間は、今回の議案が可決された日から令和2年11月23日までです。

実施理由は、本工事は、防集団地と既存宅地を接続させ、また、国道45号線と県道吉里吉里釜石線を結ぶ、安渡地区内の幹線道路を整備するものです。

施工延長92.7メートル。道路土工1式。補強土擁壁工166平方メートル。コンクリートブロック工66平方メートル。側溝工127メートル。アスファルト舗装工516平方メートル。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第32号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第33号 財産の処分について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第33号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第33号財産の処分について、御説明申し上げます。

- 1、財産の種類、土地及び建物。
- 2、土地の所在、大槌町大ケ口二丁目128番8。
- 3、土地の面積、169.93平方メートル。
- 4、建物の構造、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。
- 5、建物延べ床面積、77.83平方メートル。

6、処分の方法、売払い。

7、金額、1,205万1,000円。

契約の相手方は、記載のとおりです。

処分の目的は、東日本大震災津波により建設した災害公営住宅を、東日本大震災復興特別区域法に基づき、譲渡するためです。

次ページをお開きください。

仮契約締結年月日は、令和2年4月15日。

以下、譲渡する財産の詳細は、記載のとおりです。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 1点だけ確認させてほしいのが、この財産の処分、この後にも34号、35号あるわけですが、違いについて。同じ床面積なのに単価が違うというのは、何かあってのことなんでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。マイクをお願いします。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） そもそも、その買取り価格時点で、この33号、34号、35号で若干金額の差がございまして、あとそれに基づく不動産鑑定の結果、若干その3棟で金額の違いが出ているということでございます。

○議長（小松則明君） 課長、その理由というのは、例えば道路から離れているとか、そういう部分に対しての内容を聞いておりますので、そこの部分に対して理由をもう少し深くお願いたします。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） まず、土地の部分ですけれども、土地にしては標準単価から個別的要因の比較がございまして、それでそれぞれ33号、34号、35号で土地の価格の差が出ているというところでございます。

それから、建物については今言ったような部分がございまして、実質的買取り価格を基にこの不動産鑑定を行っているわけですけれども、若干買取り時点での躯体の部分で金額の差がございまして、それとあと設備等も若干の差がありまして、そのためそれぞれの建物の価格に差が出ているということでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 役所のほうと買受人が契約書を交わしたと思いますけれども、一般的にどのくらいの保証期間があるんですか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 建物に関する重要な部分については10年間。それから、設備については5年間のその保証というものを。これは大槌町が、建物についてはUR、土地再生機構から瑕疵担保の保証を受けていまして、これを買受人に対しても同様に適用したいと。いわゆる建築から重大なものについては10年間、設備等については5年間ということでございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第33号財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第34号 財産の処分について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第34号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第34号財産の処分について御説明申し上げます。

- 1、財産の種類、土地及び建物。
- 2、土地の所在、大槌町大ケロ二丁目128番23。
- 3、土地の面積、167.91平方メートル。
- 4、建物の構造、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。
- 5、建物延べ床面積、77.83平方メートル。
- 6、処分の方法、売払い。
- 7、金額、1,250万7,000円。

契約の相手方は、記載のとおりです。

処分の目的、東日本大震災津波により建設した災害公営住宅を、東日本大震災復興特別区域法に基づき、譲渡するため。

次ページをお願いいたします。

仮契約締結年月日は、令和2年4月15日です。

以下、譲渡する財産の詳細は、記載のとおりです。

御審議よろしく願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第34号財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第35号 財産の処分について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第35号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第35号財産の処分について御説明申し上げます。

- 1、財産の種類、土地及び建物。
- 2、土地の所在、大槌町大ケロ二丁目128番26。
- 3、土地の面積、167.46平方メートル。
- 4、建物の構造、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。
- 5、建物延べ床面積、80.94平方メートル。
- 6、処分の方法、売払い。
- 7、金額、1,270万6,000円。

契約の相手方は、記載のとおりです。

処分の目的は、東日本大震災津波により建設した災害公営住宅を、東日本大震災復興特別区域法に基づき、譲渡するため。

次ページをお願いいたします。

仮契約締結年月日は、令和2年4月15日。

以下、譲渡する財産の詳細は、記載のとおりです。

御審議よろしく願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第35号財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第36号 大槌町花輪田地区集会所の管理を行う指定管理者の指定  
について

○議長(小松則明君) 日程第11、議案第36号大槌町花輪田地区集会所の管理を行う指定  
管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。協働地域づく  
り準備室長。

○コミュニティ総合支援室長兼協働地域づくり準備室長(高橋伸也君) 議案第36号大槌  
町花輪田地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

次ページをお開きください。

本議案につきましては、現在施設の管理を行わせております、花輪田地区集会所指定  
管理者の指定期間が去る令和2年3月31日をもって満了を迎えたことから、令和2年5  
月1日から令和6年3月31日までの期間にかかる指定管理者の指定について、議決を求  
めるものでございます。

施設の概要につきましては、従前から変更はございませんが、管理を指定する団体  
についても同じく花輪田自治会で、所在地は小槌第26地割148番地22、会長は中村哲夫で  
ございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、従前同様(1)から(5)まで  
の内容となっております。

なお、本施設指定管理者につきましては、供用開始以降今回が2回目の指定となりま  
す。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第36号大槌町花輪田地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第37号 大槌町白澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長(小松則明君) 日程第12、議案第37号大槌町白澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。協働地域づくり準備室長。

○コミュニティ総合支援室長兼協働地域づくり準備室長(高橋伸也君) 議案第37号大槌町白澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定について、御説明いたします。

次ページをお開きください。

本議案につきましては、現在施設の管理を行わせております、白澤寺野地区ふれあい集会所指定管理者の指定期間が去る令和2年3月31日をもって満了を迎えたことから、令和2年5月1日から令和6年3月31日までの期間にかかる指定管理者の指定について、議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、従前から変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく白澤自治会で、所在地は小槌第22地割27番地1、会長は東梅英夫でございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、従前同様(1)から(5)までの内容となっております。

なお、本施設指定管理者につきましては、供用開始以降今回が2回目の指定となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第37号大槌町白澤寺野地区ふれあい集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

令和2年第2回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時35分

上記令和2年第2回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員